

9月 9日 事務次官等会議  
9月10日 閣議  
9月13日 公布(予定)

平成14年9月  
内閣府

## 平成14年7月8日から同月12日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての 激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

### 激甚災害名

#### 「平成14年7月8日から同月12日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」

7月8日から11日にかけて、日本付近の梅雨前線が、台風6号の影響により活動が活発となり、8日から12日にかけて全国的に豪雨及び暴風雨となった。とりわけ、岩手県等で公共土木施設や農地などに甚大な被害が生じた。

### 被害の発生状況

公共土木施設等関係

(単位:億円)

	公共土木施設	公立学校	公営住宅	児童福祉施設	合計
査定見込額	1,353.3	2.5	0.8	0.4	1,357

農地、農業用施設及び林道関係

(単位:億円)

	農地	農業用施設	林道	合計
査定見込額	27	103	52	182

### 適用すべき措置の概要

#### 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第3、4条)

公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等(以下「負担法等」という)の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。

#### 2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。

- 3 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）  
土地改良区等が、都道府県からの補助を受けて湛水排除事業を行う場合において、国が都道府県に補助を行う。（土地改良区等 1 / 1 0 国 9 / 1 0 ）
- 4 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）  
公立社会教育施設災害復旧事業に対し 2 / 3 の補助を行う。
- 5 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）  
私立学校施設災害復旧事業に対し 1 / 2 の補助を行う。
- 6 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）  
市町村の行う感染症予防事業（消毒、ねずみ駆除等）の支弁について都道府県が全額を負担し、国がその 2 / 3 を負担する。（都道府県 1 / 3 国 2 / 3 ）
- 7 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）  
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

連絡先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
石井、磯貝、大石  
03-5253-2111（代）（51205・51210）  
03-3501-5408

政令第二百九十七号

平成十四年七月八日から同月十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十四年七月八日から同月十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第五条まで、第十条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成十四年台風第六号（同年六月二十九日に北緯五度東経百五十五度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同年七月十二日に北緯四十四度十二分東経百四十四度六分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。	

附 則

この政令は、公布の日から施行する。